第三条第一項の表㈣中「第九条の七第二十九項」を「第九条の七第三十項」に改める。

第三条の二の見出しを「（政令第九条の七第七項及び第二十九項の割合等）」に改め、同条第一項中「第九条の七第六項及び第二十八項に規定する総務省令」を「第九条の七第七項及び第二十八項」に改め、同項第一号イ中「第九条の七第六項及び第二十八項」を「第九条の七第七項及び第二十九項」に改め、同号ロ中「当該」を「特別区の存する区域以外の区域において当該」に改め、「に十二・九分の三・二を乗じて得た割合（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」を削り、同項第二号中「第九条の七第六項及び第二十八項」を「第九条の七第七項及び第二十九項」に改め、同条第二項中「第九条の七第十五項」を「第九条の七第十六項」に改め、同項第一号中「第九条の七第八項」を「第九条の七第九項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項第二号中「第九条の七第八項」を「第九条の七第九項」に改め、同項第四号中「第九条の七第八項」を「第九条の七第九項」に、「同条第十項各号」を「同条第十一項各号」に改め、同項第五号中「第九条の七第八項」を「第九条の七第九項」に、「同条第十項各号」を「同条第十一項各号」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第三項中「第九条の七第二十五項」を「第九条の七第二十六項」に改め、同項第一号中「第九条の七第二十項」を「第九条の七第二十一項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に改め、同項第四号中「第九条の七第二十項」を「第九条の七第二十一項」に改める。

第三条の三第一項中「同条第十二号の七の三」を「同条第十二号の七」に改める。

第三条の十六第一項中「（平成十八年法務省令第十三号）」を削り、同条第二項第一号中「（平成十七年法律第八十六号）」を削り、「てん補」を「塡補」に改める。

第六条の六の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条中「税務代理権限証書」の下に「（次項において「税務代理権限証書」という。）」を加え、「同項に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第七十二条の四十九の六第五項に規定する総務省令で定める場合は、税務代理権限証書に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。

第七条の二の三の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条中「税務代理権限証書」の下に「（次項において「税務代理権限証書」という。）」を加え、「同項に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第七十二条の六十三の二第五項に規定する総務省令で定める場合は、税務代理権限証書に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。

第七条の二の十中「地方税法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十年総務省令第百四十一号）第十七条の規定による廃止前のサービス業基本調査規則（平成元年総理府令第二十号）」を「経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）」に、「平成十六年六月一日現在」を「規定するサービス業基本調査」を「規定する経済センサス活動調査」に、「平成十六年サービス業基本調査報告第二巻地域編第十表（産業（中間分類）、経営組織（二区分）別事業所数・収入額・収入を得た相手先（四区分）別収入額（個人及び会社について）―都道府県、十四大都市）の表頭「調査対象産業」のうち「収入を得た相手先別収入額」のうち「個人（一般消費者）」の欄の額」を「事業所に関する集計のうち産業別集計のうちサービス関連産業Bに関する集計第三表（サービス関連産業B（細分類）別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額及び収入を得た相手先別収入額―全国、都道府県）の表頭「（収入を得た相手先別収入額）個人（一般消費者）」の表側「K　不動産業、物品賃貸業」の欄の額から「六八一二　土地売買業」、「六九一二　土地賃貸業」及び「六九二　貸家業、貸間業」の各欄の額を控除した額、表側「L　学術研究、専門・技術サービス業」の欄の額、表側「M　宿泊業、飲食サービス業」の欄の額、表側「N　生活関連サービス業、娯楽業」の欄の額から「七九一　旅行業」及び「八〇三　競輪・競馬等の競走場、競技団」の各欄の額を控除した額、表側「O　教育、学習支援業」の欄の額並びに表側「R　サービス業（他に分類されないもの）」の欄の額の合計額と当該産業別集計のうち医療、福祉に関する集計第二表（産業（細分類）、経営組織（四区分）別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額、医療、福祉の事業区分別収入額及び医療、福祉の相手先別収入額―全国、都道府県）の表頭「総数（経営組織）」のうち「（医療、福祉の相手先別収入額）個人（一般消費者）」の表側「P　医療、福祉」の欄の額から「八五一　社会保険事業団体」の欄の額を控除した額との合計額」に改める。

第七条の六の見出しを「（政令第三十七条の十八第三項第二号の住宅）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第三十七条の十八第三項第三号」を「第三十七条の十八第三項第二号」に改め、同項を同条とする。

第八条の五十三の二の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条中「税務代理権限証書」の下に「（次項において「税務代理権限証書」という。）」を加え、「同項に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第百四十四条の三十八の二第五項に規定する総務省令で定める場合は、税務代理権限証書に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。

第九条の二の二の次に次の一条を加える。

（法第二百九十二条第一項第四号の五イ(1)に規定する剰余金として計上したもの等）

第九条の二の三　法第二百九十二条第一項第四号の五イ(1)に規定する総務省令で定めるものは、会社計算規則第二十九条第二項第一号に規定する額とする。

2　法第二百九十二条第一項第四号の五イ(3)に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　会社法第四百四十七条の規定により資本金の額を減少した場合　会社計算規則第二十七条第一項第一号に規定する額

二　会社法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少した場合　会社計算規則第二十七条第一項第二号に規定する額

3　前項各号に定める額は、会社法第四百五十二条の規定により損失の塡補に充てた日以前一年間において剰余金として計上した額に限るものとする。

4　法第二百九十二条第一項第四号の五イ(3)に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二条の規定により損失の塡補に充てた日における会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

第十条第一項の表㈦及び第十条の二第一項の表㈣中「第四十八条の十三第三十項」を「第四十八条の十三第三十一項」に改める。

第十条の二の四の見出し及び同条第一項中「第四十八条の十三第七項及び第二十九項」を「第四十八条の十三第八項及び第三十項」に改め、同条第二項中「第四十八条の十三第十六項」を「第四十八条の十三第十七項」に改め、同項第一号中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第十項」に改め、同項第二号中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第十項」に、「同条第十一項各号」を「同条第十二項各号」に改め、同項第五号中「第四十八条の十三第十項」に、「同条第十一項各号」を「同条第十二項各号」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第三項中「第四十八条の十三第二十一項」を「第四十八条の十三第二十二項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改め、同項第四号中「第四十八条の十三第二十一項」を「第四十八条の十三第二十二項」に、「同条第二十三項各号」を「同条第二十四項各号」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に改める。

第十条の四中「、鳩ヶ谷市の区域」を削る。

第十条の七の三第十一項を削り、同条第十二項中「規定する」の下に「放課後児童健全育成事業」を加え、同項を同条第十一項とし、同条中第十三項を第十二項とし、第十四項から第十六項までを一項ずつ繰り上げる。

第十一条第三項第二号中「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に改める。